

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	一号特定技能外国人支援の委託制限	担当部局	出入国在留管理庁	規制の区分	新設	評価実施時期	令和6年3月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の内容】 適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施を図るため、特定技能所属機関から委託を受けて行う一号特定技能外国人支援の一部又は全部の実施は、登録支援機関のみが行うことができることとする。</p> <p>【目的】 本規制を導入した場合、特定技能所属機関から委託を受けて外国人に対する支援を行うのは登録支援機関に限られることとなる。これにより委託により特定技能外国人に対する支援を行う者が不適格であると認める場合には、登録を取り消すことで、不適格な者が一号特定技能外国人支援を行うことができなくなるため、支援を行う者の水準を一定以上に保つことができる。</p> <p>【必要性】 現行法上、特定技能所属機関が、登録支援機関以外の機関に、一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託すること自体は禁止されていない。加えて、登録支援機関は登録取消事由に該当して適性がないことが明らかとなれば、その登録が取り消されるのに対し、登録を受けていない者については、支援の適性が登録によって担保されていない上、その適性がないとして取り消すこともできない。</p> <p>【代替案】 特定技能所属機関が、一号特定技能外国人支援を委託する先は登録支援機関にするよう、努力義務を設ける。</p>						
法律又は政令の名称	出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案(入管法第19条の22、第19条の23関係)						
直接的な費用の把握	改正案			代替案			
遵守費用	本規制を採用した場合、遵守費用は不要である。			代替案を採用した場合、遵守費用は不要である。			
行政費用	本規制を採用した場合、行政費用は不要である。			代替案を採用した場合、行政費用は不要である。			
直接的な効果(便益)の把握	本規制を導入した場合、特定技能所属機関から委託を受けて外国人に対する支援を行うのは登録支援機関に限られることとなり、一定水準以上の者が特定技能外国人の支援をすることが制度上保証されることとなる。これにより、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施が担保され、より一層特定技能外国人が円滑に日常生活及び社会生活を送ることが期待できる。						
副次的な影響及び波及的な費用の把握	本規制により、副次的な影響や波及的な費用は想定されない。						
費用と効果(便益)との関係	本規制により事業者に追加費用は発生しないが、適正に一号特定技能外国人支援が実施されることの社会的利益は大きいというべきであるから、本規制を導入することは妥当である。						
代替案との比較	規制案と代替案を比較すると、規制案の方が得られる効果が大きいものであるため、本規制の目的を達するためには、本規制を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。						
その他関連事項	なし						
事後評価の実施時期等	本規制については、施行から5年後(令和11年目処)以内の適切な時期に事後評価を実施する予定である。						
備考							